

四半期報告書

(第63期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

グローリー株式会社

(E01650)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	11
2 株価の推移	12
3 役員の状況	12
第5 経理の状況	13
1 四半期連結財務諸表	14
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	32
第二部 提出会社の保証会社等の情報	33

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第63期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
【会社名】	グローリー株式会社
【英訳名】	GLORY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西野 秀人
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079（297）3131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経理統括部長 田中 修
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
【電話番号】	079（297）3131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経理統括部長 田中 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第3四半期連結 累計期間	第63期 第3四半期連結 会計期間	第62期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	109,045	34,222	185,181
経常利益（百万円）	8,709	1,462	21,582
四半期（当期）純利益（百万円）	5,667	1,005	11,711
純資産額（百万円）	—	147,555	151,734
総資産額（百万円）	—	200,432	209,236
1株当たり純資産額（円）	—	2,160.73	2,110.69
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	79.73	14.37	160.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	73.6	72.3
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,690	—	22,064
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△13,352	—	△5,743
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△9,217	—	△9,352
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	39,319	66,111
従業員数（人）	—	5,538	5,346

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社における異動につきましては、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において連結子会社であったナスカ㈱とグローリーリンクス㈱は、ナスカ㈱を存続会社とする吸収合併方式で合併し、グローリーリンクス㈱は解散いたしました。なお、結合後の企業名称はグローリーナスカ㈱となっております。

また、連結子会社であった加西グローリー㈱と佐用グローリー㈱は加西グローリー㈱を存続会社とする吸収合併方式で合併し、佐用グローリー㈱は解散いたしました。なお、結合後の企業名称は播磨グローリー㈱となっております。

グローリーナスカ㈱と播磨グローリー㈱の内容は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
連結子会社					
グローリーナスカ㈱ (注) 2	東京都台東区	2,000	自動販売機及び 自動サービス機 器	100.0	遊技カード及び遊技関連機器の 販売・保守 当社所有の建物を賃借 当社に対し建物を賃貸 役員の兼任等……有
播磨グローリー㈱	兵庫県加西市	50	貨幣処理機及び 貨幣端末機	100.0	当社製品の製造 当社所有の建物、土地を賃借 役員の兼任等……有

- (注) 1. 主要な事業の内容の欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書または、有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 役員の兼任等では、当社の役員または従業員が関係会社の役員を兼任している有無を表示しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	5,538
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,481
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループ（当社及び連結子会社）全体の生産実績のうち、当社の生産実績が大半を占めるため、当社の生産実績を記載しております。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
貨幣処理機及び貨幣端末機（百万円）	11,386
自動販売機及び自動サービス機器（百万円）	2,468
その他の商品及び製品（百万円）	1,492
合計（百万円）	15,347

(注) 1. 金額は当社の製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループ（当社及び連結子会社）全体の受注高のうち、当社の受注高が大半を占めるため、当社の受注高を記載しております。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
貨幣処理機及び貨幣端末機	957	450
自動販売機及び自動サービス機器	—	—
その他の商品及び製品	213	52
合計	1,171	502

(注) 1. 金額は当社の販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
貨幣処理機及び貨幣端末機（百万円）	19,345
自動販売機及び自動サービス機器（百万円）	10,090
その他の商品及び製品（百万円）	4,786
合計（百万円）	34,222

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

以下に記載する事項は、当四半期報告書提出日（2009年2月13日）現在において入手し得る情報に基づいて当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）におけるわが国経済は、原材料費高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的金融不安の高まりや株式・為替市場の変動により、個人消費や設備投資にも陰りが見え、景気の減速傾向が高まる展開となりました。

こうした状況のなか、当社グループは『GLORYを世界のトップブランドに！』という経営ビジョンを実現するため、「18中期経営計画」の最終年度として、市場におけるグローリーブランドの確立と、より一層の企業価値向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期には成人識別機能付きたばこ販売機の大口需要があったことに加え、市場環境悪化による設備投資抑制や円高の影響もあり、前年同期に比べ減少いたしました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は34,222百万円となりました。このうち、商品及び製品売上高は26,548百万円、保守売上高は7,673百万円でありました。また、海外の売上高につきましては7,357百万円でありました。また、利益につきましては、営業利益は2,091百万円、経常利益は1,462百万円となりました。また四半期純利益は1,005百万円となりました。

セグメント別概況

売上高をセグメント別にみますと次のとおりであります。

(貨幣処理機及び貨幣端末機)

当セグメントの主要な市場は、金融市場、海外市場、流通市場であります。

金融市場では、金融危機による買い控えが見られるなかで、窓口用入金システムの販売は増加したものの、オープン出納システムの販売は減少いたしました。

海外市場では紙幣整理機の販売は堅調に推移したものの、OEM商品であるATM用紙幣入金ユニットや窓口用紙幣入出金機の販売は減少いたしました。

流通市場では、スーパーや専門店などを中心に、主要製品であるレジ釣銭機の販売が大幅に増加いたしました。また、大手スーパー向けに小型入金機の販売も堅調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて19,345百万円となりました。営業利益につきましては、414百万円となりました。

(自動販売機及び自動サービス機器)

当セグメントの主要な市場は、自動販売機市場、遊技市場であり、金融市場、流通市場にも販売をしております。

自動販売機市場では、成人識別機能付きたばこ販売機の需要が当第1四半期までにほぼ一巡したことに加え、たばこの販売がコンビニエンスストア等にシフトしたことにより、たばこ販売機の需要が大幅に減少いたしました。

遊技市場では、業界における設備投資抑制はなお続いているものの、カードシステムの販売は順調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、その他の市場の売上高も含めて10,090百万円となりました。営業利益につきましては、915百万円となりました。

(その他の商品及び製品)

当セグメントは、主要セグメント以外の機器及び当社グループ会社以外から仕入れた商品や部分品・付属品などであり、セキュリティ関連商品や付属品などの減少により、前期に比べ販売は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は4,786百万円となりました。営業利益につきましては、727百万円となりました。

セグメント別営業利益は固定資産の内部振替による未実現利益等を消去する前の金額であります。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本においては、売上高28,531百万円、営業利益2,147百万円であり、米州においては、売上高634百万円、営業損失83百万円であり、欧州においては、売上高4,761百万円、営業損失8百万円であり、アジアにおいては、売上高295百万円、営業利益36百万円であります。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、7,351百万円減少し、39,319百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、1,825百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益が1,767百万円、減価償却費が2,098百万円であった一方、法人税等の支払額3,840百万円の資金の減少要因があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,740百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出2,134百万円等によるものです。有形固定資産の取得は、主に製品の製造に係る金型・治工具類であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、6,868百万円となりました。これは主に自己株式の取得による支出5,756百万円、配当金の支払額1,035百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年12月26日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を改定するとともに、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について、次のとおり決議いたしました。なお、本プランについては、平成20年6月27日開催の第62回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、また、当社は、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは、対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益となる源泉を最大限に活かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、当社の企業理念、中長期的観点からの安定的な経営及び当社の経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えております。

特に、研究開発型企業である当社にとって、後述の通貨処理に欠かせないコア技術及びそれを支える従業員は、当社の根幹をなす経営資源であり、今後当社がさらに発展するためにも必要不可欠であります。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がない場合には、当社の優秀な従業員が流出したり、当社の技術が散逸するなどして、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。

また、当社グループは、国内のみならず北米、欧州、アジア等海外諸国においても幅広く事業を展開し、製品の開発から製造、販売、アフターサービスまで、国内外のグループ関連会社により一貫して行っております。したがって、当社グループの経営に関しては、多様な世界各国の市場環境や貨幣流通の仕組み、お客様・取引先・従業員等との間に築かれた関係、その他当社の企業価値の源泉を構成する様々な要素の十分な理解なくしては困難であると考えております。

これらの理解がないまま、当社株券等に対する大量買付がなされた場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が大きく毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買

付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 本プランの内容

1) 導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、前述の基本方針に沿って導入されるものです。

具体的には、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、または取締役会が当社株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社株主のために、買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としています。

2) 本プランの概要

ア. 手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、のいずれかに該当する当社株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案がなされる場合（以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行おうとする者を「大量買付者」といいます。）を適用対象とする手続をあらかじめ設定しています。

イ. 情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為の開始に先立ち買付内容等の検討に必要な情報を取締役会に対して提供していただきます。

ウ. 独立委員会による検討・勧告等

当社から独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会は、大量買付者または取締役会から提供された情報、買付等に対する意見、代替案等を検討します。大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や大量買付行為の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあるときなど所定の要件を充足する場合、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。大量買付行為が所定の要件に該当しない場合等には、独立委員会は、新株予約権無償割当ての不実施を勧告します。なお、独立委員会が新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたって適切と判断する場合は、予め当該実施に関して株主の意思を確認すべき旨の留保を付すことができます。

エ. 取締役会の決議／株主意思確認総会の開催

取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動の決議を行います。ただし、取締役会は、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、または、独立委員会が対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができます。

③ 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるために導入されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

したがって、当社取締役会は、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、前述のとおり、本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する者として最適か否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものという考えの下、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

特に、本プランは、平成20年6月27日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様の承認を得たものであり、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置され、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断が必要とされ、また株主総会において株主の皆様の意思確認を行うことができること、独立委員会は外部専門家の助言を当社の費用で受けることができるものとされていること、本プランの有効期間は3年を超えず、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることができること等から、その公正性・客観性が担保

される仕組みとなっております。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,074百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、引き続き価格競争の激化厳しい状況が予想されます。前年度の、都市銀行及びゆうちょ銀行の大口の機械化需要の反動により収益面において大きく影響を受けました。また市場環境と致しましては、国内金融機関においては、国内経済の悪化及び急激な株安による国内銀行収益への影響が懸念され、それによる弊社収益への影響は予断を許さない状況にあるといえます。依然、業務の厳正化に対する機械化ニーズは根強いものがありますが、各金融機関は設備投資に対するタイミングを見計らっている状況といえます。また、海外市場においても金融機関、小売店舗を中心とした現金処理業務の効率化・厳正化ニーズが高まる一方、米国発のサブプライムローンに端を発した世界的な金融危機による海外金融機関の設備投資意欲への影響及び急激な円高の進行が徐々に顕在化しつつあり、今後の見通しは予断を許さない状況にあります。成人識別機能付きたばこ販売機につきましては、TASPOカードの普及が急激に伸びることは難しく、コンビニエンスストアなどTASPOカードを必要としない販売店でたばこを購入する喫煙者が増加しており、さらにはたばこ単価値上げを示唆する報道等により、引き続き当社グループの業績に影響を与えることが予想されます。また、遊技市場においては、市場環境の低迷は底を打ったものと予想しており、業界初の携帯電話による貯玉管理システムの発売、新たなカードシステム機の開発による売上拡大を見込んでおります。また、連結売上におきましては20年8月より新たに連結子会社となりましたクリエイションカード株式会社による売上増が見込まれます。

当社グループといたしましては、売上高の拡大と経営成績の維持・発展を図るため、蓄積された経営資源を新分野・新製品の育成に対して積極的に投下する予定であります。すなわち、現行市場におきましては、決済手段の多様化を睨み、市場の深堀によるビジネスチャンスの拡大を、また、今後需要の拡大が見通される海外市場に対しては積極的な資源投入を行います。また、遊技市場に関しましては生き残りをかけた厳しい戦いを勝ち抜く為に、第2四半期にカード事業へ重点的に資源投入を実施しました。今後はこの資源投入を最大限活用し事業の拡大に努めてまいります。さらに、当社のコア技術である認識・識別技術を活用した新分野展開なども積極的に推進し、当社グループの一層の成長・発展を図る所存であります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、現金及び現金同等物が7,351百万円減少し、当第3四半期末は39,319百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は下記のとおりであります。

営業活動の結果得られた資金は、法人税等の支払額3,840百万円の資金の減少要因があったものの、主に税金等調整前四半期純利益1,767百万円、減価償却費2,098百万円等の資金の増加要因により1,825百万円となりました。投資活動の結果使用した資金は、主に有形固定資産の取得による支出2,134百万円により1,740百万円となりました。有形固定資産の取得は、主に製品の製造に係る金型・治工具類であります。財務活動の結果使用した資金は、主に自己株式の取得による支出5,756百万円、配当金の支払額1,035百万円等により6,868百万円となりました。

なお、流動比率につきましては、265.7%となっており、資金面での問題はございません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、平成21年3月までの3ヶ年を計画期間とした「18中期経営計画」を策定し、「成長戦略」「効率化戦略」「ガバナンス戦略」を柱に計画を推進してまいりました。

「18中期経営計画」の最終年度であります平成20年度におきましては、これら3つの戦略の総仕上げを行っております。また、今後の当社グループの飛躍を確かなものにするべく、新たな中期経営計画の策定を進めております。当社グループは更なる企業価値向上を目指して邁進していく所存であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

・新設

提出会社において、前四半期連結会計期間末に計画しておりました姫路パーツセンターの建設については、平成20年10月に完了し、11月から操業を開始しております。

これにより、サービスパーツ及びメンテナンス機材の集約保管による効率が向上しました。

なお、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、上記以外に重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年2月13日）	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	72,838,210	72,838,210	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	権利内容に何ら限 定のない当社にお ける標準となる株 式であり、単元株 式数は100株であり ます。
計	72,838,210	72,838,210	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備 金増減額 （百万円）	資本準備 金残高 （百万円）
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	72,838	—	12,892	—	20,629

(5) 【大株主の状況】

1. 当第3四半期会計期間において、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者1社から平成21年1月6日付（報告義務発生日平成20年12月31日）で提出された大量保有（変更）報告書により、それぞれ以下のとおり株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として平成20年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有（変更）報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル	36	0.0
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート500	3,779	5.2
計	—	3,816	5.2

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,392,700	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 71,429,400	714,264	同上
単元未満株式	普通株式 16,110	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	72,838,210	—	—
総株主の議決権	—	714,264	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれておりますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権30個は、含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号	1,392,700	—	1,392,700	1.9
計	—	1,392,700	—	1,392,700	1.9

(注) 当第3四半期会計期間において、会社法第156条の規定に基づき、自己株式を3,155,600株取得しました。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	2,395	2,540	2,700	2,600	2,415	2,485	2,395	1,755	1,856
最低（円）	2,055	2,170	2,400	2,165	2,065	2,190	1,388	1,330	1,490

（注） 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,081	45,163
受取手形及び売掛金	※3 35,716	32,787
有価証券	11,338	22,835
商品及び製品	15,841	12,522
仕掛品	6,700	5,937
原材料及び貯蔵品	5,368	4,798
その他	11,071	7,002
貸倒引当金	△147	△171
流動資産合計	121,969	130,875
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産合計	※1 37,113	※1 35,182
無形固定資産		
のれん	5,406	1,030
その他	3,777	3,249
無形固定資産合計	9,183	4,279
投資その他の資産		
投資有価証券	20,951	22,668
その他	13,753	18,857
貸倒引当金	△2,538	△2,626
投資その他の資産合計	32,166	38,899
固定資産合計	78,463	78,361
資産合計	200,432	209,236
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 18,405	14,638
短期借入金	12,081	12,387
未払法人税等	226	5,756
賞与引当金	1,941	5,458
その他	※3 13,250	14,933
流動負債合計	45,905	53,173
固定負債		
退職給付引当金	3,099	2,931
その他	3,872	1,397
固定負債合計	6,971	4,328
負債合計	52,877	57,502

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,892	12,892
資本剰余金	20,629	20,629
利益剰余金	122,676	119,937
自己株式	△8,668	△2,912
株主資本合計	147,530	150,548
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	306	734
為替換算調整勘定	△282	31
評価・換算差額等合計	24	766
少数株主持分	—	419
純資産合計	147,555	151,734
負債純資産合計	200,432	209,236

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

売上高	109,045
売上原価	68,391
売上総利益	40,653
販売費及び一般管理費	※1 31,713
営業利益	8,940
営業外収益	
受取利息	383
受取配当金	267
その他	445
営業外収益合計	1,096
営業外費用	
支払利息	233
為替差損	990
その他	103
営業外費用合計	1,327
経常利益	8,709
特別利益	
貸倒引当金戻入額	49
保険解約返戻金	365
その他	61
特別利益合計	476
特別損失	
固定資産除却損	189
投資有価証券評価損	215
その他	74
特別損失合計	479
税金等調整前四半期純利益	8,705
法人税等	2,998
少数株主利益	40
四半期純利益	5,667

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	34,222
売上原価	21,921
売上総利益	12,300
販売費及び一般管理費	※1 10,208
営業利益	2,091
営業外収益	
受取利息	111
受取配当金	29
その他	125
営業外収益合計	267
営業外費用	
支払利息	72
為替差損	792
その他	31
営業外費用合計	896
経常利益	1,462
特別利益	
固定資産売却益	45
貸倒引当金戻入額	20
保険解約返戻金	365
その他	0
特別利益合計	432
特別損失	
固定資産除却損	45
投資有価証券評価損	28
その他	53
特別損失合計	127
税金等調整前四半期純利益	1,767
法人税等	761
少数株主利益	—
四半期純利益	1,005

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	8,705
減価償却費	5,506
受取利息及び受取配当金	△650
支払利息	233
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,514
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,065
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,741
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,994
その他	△2,196
小計	5,271
利息及び配当金の受取額	662
利息の支払額	△233
法人税等の支払額	△9,390
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,690
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,837
無形固定資産の取得による支出	△1,267
投資有価証券の取得による支出	△756
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△4,215
子会社株式の取得による支出	△613
債権譲受による支出	△1,820
その他	158
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△31
長期借入金の返済による支出	△531
自己株式の取得による支出	△5,756
配当金の支払額	△2,897
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,217
現金及び現金同等物に係る換算差額	△532
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△26,792
現金及び現金同等物の期首残高	66,111
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 39,319

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第2四半期連結会計期間より、子会社となりましたクリエイションカード株式会社は、重要性が高いため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、連結子会社であったナスカ株式会社とグローリーリンクス株式会社は合併し、グローリーリンクス株式会社は解散したため、連結の範囲から除いております。なお、結合後の企業名称はグローリーナスカ株式会社となっております。</p> <p>また、連結子会社であった加西グローリー株式会社と佐用グローリー株式会社は合併し、佐用グローリー株式会社は解散したため、連結の範囲から除いております。なお、結合後の企業名称は播磨グローリー株式会社となっております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 17社</p>

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ490百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(3) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>① 借主側</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(3) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>② 貸主側</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法によっております。 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を4～12年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より7～10年に変更しました。

この変更は、平成20年度の法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果によるものであります。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ128百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、62,324百万円 であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、58,359百万円 であります。</p>
<p>2 保証債務</p> <p>(1) 従業員(住宅資金)の銀行からの借入金に対し 保証を行っております。 85百万円</p> <p>(2) 当社グループの得意先が抱えるリース債務に対 し保証を行っております。 2,550百万円</p>	<p>2 保証債務</p> <p>(1) 従業員(住宅資金)の銀行からの借入金に対し 保証を行っております。 89百万円</p> <p>(2) 当社グループの得意先が抱えるリース債務に対 し保証を行っております。 3,068百万円</p>
<p>※3 四半期連結会計期間末日満期手形</p> <p>四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決済処理をしておいま す。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機 関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末 日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含ま れております。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取手形 655百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">支払手形 1,779百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">流動負債の「その他」 76百万円</p>	—————

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">給料手当 9,388百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額 1,008</p> <p style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入額 707</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費 1,654</p> <p style="padding-left: 20px;">賃借料 2,864</p>

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">給料手当 3,167百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額 894</p> <p style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入額 227</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費 645</p> <p style="padding-left: 20px;">賃借料 1,126</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	36,081
預入期間が3か月を超える定期預金	△6,600
マネー・マネージメント・ファンド	584
フリー・ファイナンシャル・ファン ド	153
譲渡性預金	9,100
現金及び現金同等物	39,319

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 72,838,210株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,548,517株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,863	26	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	1,071	15	平成20年9月30日	平成20年12月12日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

4. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、取締役会決議に基づき本年9月から12月にかけて3,400,000株の自己株式取得を実施した結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が5,756百万円増加いたしました。当第3四半期連結会計期間末において自己株式は8,668百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	貨幣処理機 及び貨幣端 末機 (百万円)	自動販売機 及び自動サ ービス機器 (百万円)	その他の商 品及び製品 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	19,345	10,090	4,786	34,222	—	34,222
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	1,579	1,579	△1,579	—
計	19,345	10,090	6,365	35,801	△1,579	34,222
営業利益	414	915	727	2,057	33	2,091

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	貨幣処理機 及び貨幣端 末機 (百万円)	自動販売機 及び自動サ ービス機器 (百万円)	その他の商 品及び製品 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	64,343	28,374	16,327	109,045	—	109,045
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	4,340	4,340	△4,340	—
計	64,343	28,374	20,668	113,386	△4,340	109,045
営業利益	5,369	1,872	1,694	8,936	4	8,940

(注) 1. 事業区分は、商品及び製品の機能別種類により区分しております。

2. 各事業区分の主要な商品及び製品は、次のとおりであります。

- 貨幣処理機及び貨幣端末機……………硬貨計算機、硬貨包装機、紙幣計算機、紙幣整理機、貨幣精算装置、硬貨入出金装置、紙幣入出金装置及び同製品の保守サービス
- 自動販売機及び自動サービス機器……たばこ販売機、券売機、カード販売機、硬貨両替機、紙幣両替機、コインロッカー及び同製品の保守サービス
- その他の商品及び製品……………部分品、取付具、附属品、その他商品

3. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「貨幣処理機及び貨幣端末機」で343百万円、「自動販売機及び自動サービス機器」で103百万円、「その他の商品及び製品」で43百万円それぞれ減少しております。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を4～12年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より7～10年に変更しました。

この変更は、平成20年度の法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果によるものであります。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「貨幣処理機及び貨幣端末機」で53百万円、「自動販売機及び自動サービス機器」で74百万円、「その他の商品及び製品」で0百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	28,531	634	4,761	295	34,222	—	34,222
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,023	0	1	87	4,112	△4,112	—
計	32,555	634	4,762	383	38,334	△4,112	34,222
営業利益（又は営業損失）	2,147	△83	△8	36	2,091	—	2,091

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	89,617	3,961	14,436	1,028	109,045	—	109,045
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	16,127	0	2	471	16,602	△16,602	—
計	105,745	3,962	14,439	1,500	125,647	△16,602	109,045
営業利益	8,611	84	176	68	8,940	—	8,940

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国または地域

米州 : 米国、カナダ、中南米諸国

欧州 : ヨーロッパ諸国、中東及びアフリカ諸国

アジア : 東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア諸国

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高（百万円）	1,163	5,434	759	7,357
II 連結売上高（百万円）				34,222
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	3.4	15.9	2.2	21.5

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高（百万円）	6,752	16,161	2,457	25,371
II 連結売上高（百万円）				109,045
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	6.2	14.8	2.3	23.3

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国または地域

米州 : 米国、カナダ、中南米諸国

欧州 : ヨーロッパ諸国、中東及びアフリカ諸国

アジア : 東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア諸国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①結合当事企業の名称 ナスカ株式会社、グローリーリンクス株式会社

②事業の内容 ナスカ株式会社：遊技カード及び関連機器の販売
グローリーリンクス株式会社：遊技関連機器の販売・保守

(2) 企業結合の法的形式

ナスカ株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、グローリーリンクス株式会社は解散いたしました。

(3) 結合後企業の名称

グローリーナスカ株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

①合併の目的 当社グループの経営資源の一層の効率化と事業拠点の一体化による顧客対応力の強化を目的としております。

②合併期日 平成20年10月1日

③合併比率 合併する二社は、いずれも当社の100%子会社であるため、合併比率の取り決めはありません。

2. 実施した会計処理の概要

当該合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

なお、両社とも100%連結子会社であったため、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 2,160.73 円	1株当たり純資産額 2,110.69 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 79.73 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 14.37 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,667	1,005
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,667	1,005
期中平均株式数(株)	71,075,167	69,951,282

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
自己株式の消却 当社は平成21年2月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。 なお、自己株式の消却の概要は、以下のとおりであります。 1. 消却の理由 機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環として、自己株式の消却を行うものであります。 2. 消却する株式の種類 当社普通株式 3. 消却する株式の数 3,000,000株 (消却前の発行済株式総数の4.12%) 4. 消却の時期 平成21年2月20日(予定) 5. 消却後の発行済株式総数 69,838,210株

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
前連結会計年度末に比べてリース取引残高に著しい変動は認められません。

2【その他】

平成20年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額…………… 1,071百万円

(ロ) 1株当たりの金額…………… 15円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月12日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

(ニ) 上記中間配当に伴う利益準備金の積立額はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年2月9日

グローリー株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 宗久 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村 幸彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているグローリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。